

トトリボーン！環境活動支援補助金の事務手続きについて

1. 交付申請提出（令和8年2月末日まで）

- 補助事業内容により異なります。詳細は要綱をご確認ください。
- 交付申請は、「とっとり電子申請サービス」により送信、もしくは下記提出先に郵送又は持参してください。

2. 交付決定通知到着（交付申請受理後、20日以内）

- 交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。
- 決定通知前に事業着手をする必要がある場合は、事前にご連絡ください。

3. 事業開始

- ※この補助金（交付金）においては、着手届の提出は必要ありません。
- 【事業を変更・中止・廃止したい場合】
事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。
変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送持参又はメールで送信してください。

4. 事業完了

- 事業の完了とは、補助対象経費の支払いがすべて完了した日とします。
- この補助金においては、完了届の提出は必要ありません。

5. 実績報告書提出（完了・廃止・中止から30日以内）

- 下記提出先を郵送、持参又はメールで送信してください。
- ※交付決定を受けた補助事業等の完了予定年月日の属する年度が終了したときは、補助事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月20日までに報告してください。

◎補助金の支払い

- ※支払い時期や支払いに必要な提出書類については、交付決定通知又は、交付額の確定通知の際にお知らせさせていただきます。

資料提出・問い合わせ先

生活環境部脱炭素社会推進課
鳥取市東町一丁目220番地
電話 0857-26-7205
電子メール datsutanso@pref.tottori.lg.jp